

岩手県告示第825号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成21年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第5地割66番地1	平成24年10月31日